

農業資材審議会

第25回種苗分科会

農林水産省輸出・国際局

農業資材審議会
第25回種苗分科会
議事次第

日時：令和7年12月3日（水）

14:00～15:22

場所：農林水産省第3特別会議室

（オンライン併用開催）

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事

諮問事項：

種苗法第2条第7項の規定による重要な形質について

4. 閉会

午後 2時00分開会

○田中室長 定刻になりましたので、ただいまから第25回農業資材審議会種苗分科会を開会いたします。

事務局を務めます農水省の知的財産課種苗室長の田中でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

委員及び専門委員の皆様におかれましては、御多忙のところ本日御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、事務局から事前に送付させていただきました資料につきまして、御確認いただくとともに御意見を頂戴いたしましたことを重ねて御礼申し上げます。

今回もこれまで同様に、会場のほかオンラインを併用いたしまして本日開催させていただいております。接続等で不慣れな点もあろうかと思いますが、問題等生じましたら、その都度御遠慮なくお申し付けいただければ幸いでございます。

オンラインで御出席いただいている委員及び専門委員の先生方におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにしていただけますようお願いいたします。発言の御希望等ございましたら、画面上部にございますアイコン「手を挙げる」をクリックしてお知らせいただけますと幸いです。なお、音声トラブル等がございましたら、チャットにより御連絡いただけますと幸いでございます。

それでは、開会に当たりまして弊省輸出・国際局審議官の三野から御挨拶申し上げます。
○三野審議官 お疲れさまでございます。ただいま司会の方から紹介にあずかりました輸出・国際局審議官、三野でございます。よろしくお願ひいたします。第25回の農業資材審議会種苗分科会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様方には、平素から農林水産行政全般につきまして多大なる御理解、御協力を賜っておりますことに、まずもって御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。また、本日は大変年末のお忙しい中、時間をやりくりしていただきまして御出席いただきましたことを、併せてまた重ねて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

昨年になりますけれども、四半世紀ぶり、25年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正いたしました。今年は4月でございますけれども、法律に基づきまして基本計画を改正いたしました。幾つか重要な要素がございますけれども、その中には今日の重要なテーマの一つでもございますけれども、自給率の確保に向けた生産性の向上、そして加工・輸出向け

などマーケットニーズに即した品種の開発・普及の推進などが示されておりまして、現在その実現に向けて取り組んでいるところでございます。

輸出について申し上げれば、つい昨日なんですかけれども、今年1月から10月までの農林水産品輸出の実績を公表させていただきました。1兆3,000億円を超えておりまして10月まででは過去最高というふうになっております。しかしながら、今年中に2025年中に2兆円という政府目標がございましたが、残り2か月での達成というのは少し厳しくなってきたのかなと、そういう状況でございます。中国のALPS処理水、輸入規制の問題などもございまして、できるだけ年末頑張っていきたいと思いますが、厳しいかなという状況でございます。しかし、5年後に5兆円という目標もございます。2兆円目標の2.5倍、5年後ということで、これも決して簡単な数字ではございませんけれども、今申し上げましたような生産性の向上、そして新たな需要開拓などなど合わせて、しっかりとこの政府目標に向かって進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

またちょっと話が戻りますけれども、優良品種の管理・活用の在り方などに関する検討会におきましては、先ほど私が申し上げましたような改正された食料・農業・農村基本法、また新しい基本計画の方向性、これを踏まえまして我が国の農業の稼ぐ力、所得向上ですね。稼ぐ力の強化に向けて、優良品種の今日的な管理・活用などについて検討をして、今年6月になりますけれども、望ましい優良品種の保護・活用の在り方、あるいは近年非常に普及しておりますけれども、オンライン取引など、これが増えておりますので、この課題への対応などを含む中間報告を取りまとめさせていただいたところでございます。これを踏まえまして今12月ですけれども、例年1月に召集されます通常国会でございますけれども、ここへの法案提出ということも念頭に制度的な枠組みの検討、これを深めておりまして、対応可能なものから実現に向けて動きたいと、かように考えているところでございます。

本日でございますけれども、国内の出願・審査手続の円滑・迅速化と、こういうことを図るために、数字で申し上げますと、これまでに出願がなかった5種類の新たな植物、それから審査基準の国際的な調和などが必要な12種類の植物、それから審査の運用結果を踏まえた上で修正が必要となった22種類の植物、これらにつきまして、それぞれの審査基準における重要な形質の設定・改正を、種苗法の第2条第7項の規定に基づきまして農林水産大臣からの諮問を受けまして、専門家である委員の皆様方に御審議いただくと、こういうことでございます。

この審査基準でございますけれども、品種登録における審査の基本でございますし、特に重要な形質、これは審査基準において審査データのクオリティーを左右する最も重要な部分でございます。委員の皆様におかれましても、植物新品種につきまして国際的に質の高い審査が行われ、適切な保護が図られるよう、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。君嶋先生初め委員の皆様方の御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

大変恐縮なんですけれども、今日この後、成田に向かいましてマレーシアの方に出張しなければいけませんので、冒頭の御挨拶のみで失礼をする御無礼をお許しいただければと思っております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○田中室長 三野審議官、ありがとうございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと考えております。まず資料1が諮問書の写しでございます。資料2が重要な形質の指定に関する説明資料、そして参考資料1が、諮問に係る植物区分の39植物の種類別審査基準（案）、参考資料2が、農業資材審議会に関する参考条文となっております。欠落等がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、委員及び専門委員の皆様方の御紹介に移らせていただく前に、君嶋種苗分科会会长から御挨拶を頂きたいと考えております。

会長、どうぞよろしくお願いします。

○君嶋分科会長 君嶋でございます。座ったままで失礼いたします。

今年も種苗分科会の方の開催となりまして委員、専門委員の皆様、関係の皆様には大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいいたします。

私は法学部で知的財産法を教えておりますけれども、この植物品種というのは種苗法という法律に基づいての品種登録でございますけれども、こういった植物品種であるとか特許権であるとか、登録されて一定期間、排他的な権利を保護するという制度が一方であるわけですが、同じ植物品種でも、私のような素人でも育て方ですとかいろいろな条件で全然違う形質になってくるというのは、経験上、素人でも存じておるわけですが、そういった育て方であるとか様々なノウハウ、データというのも、この農業の分野で重要かと思います。知的財産法の研究においては、そういった種苗法だけではなくそういった周辺の知

的財産をいかに守っていくか、そして守り過ぎて生産者や関係者の皆さんのが不自由にならないような制度を作れたらいいなと、日々研さんをしているところでございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○田中室長 君嶋分科会長、どうもありがとうございました。

続きまして、委員及び専門委員の先生皆様方の御紹介をさせていただきます。オンラインの御出席の方もいらっしゃいますので、私の方から御紹介させていただきます。

分科会長代理の彦坂委員でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、本日こちらの会場に御出席いただいた委員の皆様を御紹介いたします。失礼しました。オンラインも含めて御紹介させていただきます。

まず奥委員、オンライン参加でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして齋藤委員、オンライン参加でございます。よろしくお願ひいたします。

島田委員、会場にお越しいただいています。よろしくお願ひいたします。

富田委員、オンライン参加でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

そして花田委員、会場にお越しいただいております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、専門委員の先生方を御紹介いたします。

明石専門委員、オンライン参加でございます。

磯部専門委員、オンライン参加でございます。

五十嵐専門委員、会場にお越しいただいています。よろしくお願ひいたします。

岡部専門委員、会場にお越しいただいています。よろしくお願ひいたします。

そして山田専門委員、会場にお越しいただいています。どうぞよろしくお願ひします。

本分科会は委員の定数7名のところ7名の御出席を頂いておりますので、農業資材審議会令第7条第1項の規定により、本分科会が成立することを御報告申し上げます。

そして事務局からの出席でございますが、知的財産課長の吉松でございます。そのほか担当者が出でていただいておりますが、時間の都合もございますので、御紹介は割愛させていただきます。

本日の分科会の議事及び議事録は公開いたしますので、その旨、御承知よろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事進行につきましては、審議会議事規則により君嶋分科会長にお願いいたしたいと考えております。分科会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○君嶋分科会長 それでは、私の方から早速議事に入らせていただきます。

農林水産大臣から本審議会に対し、資料1のとおり農林水産植物の重要な形質について諮問がありました。

それでは、これより諮問事項の内容である重要な形質の追加、見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

○大崎総括審査官 総括審査官の大崎と申します。どうぞよろしくお願ひします。

資料2の重要な形質の指定に関する説明資料につきまして御説明させていただきます。

では、1ページ目をお願いします。

重要な形質は、この農業資材審議会の意見を聞きまして農林水産大臣が、農林水産植物の区分ごとに定めることになっており、品種登録要件である区別性、均一性、安定性の三つの審査に用いられ、品種登録の適否を判定する要素となっています。このため、定められた重要な形質以外の形質で差異がありましても、直ちに区別性として取り扱われることはありません。しかし、その形質の必要性が認められる場合には、手続を踏みまして本審議会にお諮りし、重要な形質として追加できるようになっております。我が国では、UPOVの指針に基づきまして重要な形質を具体化したものを審査基準としていますが、同指針には特性審査に用いる形質について六つの要件が示されております。

一つ目は一定の遺伝子型又はその組合せの結果発現するもの、二つ目はある環境条件下で十分な一貫性と再現性があるもの、3番目は品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの、4番目は詳細な定義・認識が可能なものの、5番目として均一性の要件を満たすもの、6番目として安定性の要件を満たすものとなっています。また、重要な形質は、必ず調査する形質である必須形質と、出願者が求めた場合に限り調査する選択形質に区分して審査をしております。

2ページ目をお願いします。

我が国の審査基準とUPOVテストガイドラインとの関係となります。UPOVでは、毎年会合を開催してテストガイドラインを、植物種類ごとに作成又は改正しております。中央の黄色の円になりますが、我が国の審査基準は現在734種類ございます。一方、右側の円になりますが、UPOVのテストガイドラインは342種類ございます。この両方に共通する植物の審査基準が256種類あります。このうち我が国の審査基準がUPOVのテストガイドラインに整合しているものが209種類となります。

3ページ目をお願いします。

今回諮問させていただきます植物種類ですが、1ポツ目の区分を新設するものが5区分、

2ポツ目のUPOVテストガイドラインへの準拠等により改正するものが12区分、次のスライドになります、3ポツ目の審査の運用の結果等により改正するものが22区分となっています。

では、次のスライドをお願いします。植物ごとの説明に入ってまいります。

初めに、区分を新設するのですが、タマガサノキとなります。

アカネ科ケファランツス属タマガサノキ種の全品種を対象とし、北米が原産地となります。用途は観賞用に供される低木の落葉樹になります。本植物は主に花序を観賞する植物で、花が密生して球状になる花序や突出した雌ずいに特徴があることから、花序、花冠、雌ずい等に関する項目を中心に形質を設定しております。

なお、事前に花田委員からは、花冠裂片の色について、花冠裂片という言葉は余り使わないため花冠の色ではどうかとの御意見を頂きました。本種の花冠は細長い花冠筒部と小さい花弁状の花冠裂片から成り、花序を分解せずに観賞する場合に見えるのが花冠裂片でありまして、花冠裂片と花冠筒部は基本的には同じ色ですが、花冠の厚みの違いから若干の差異があるよう見えることを考慮し、調査部位に迷いが生じないように花冠裂片と記載することとし、原案どおりとさせていただいております。

続きまして6ページ、ホソバタイセイになります。

アブラナ科タイセイ属ホソバタイセイ種の全品種を対象とし、南ヨーロッパが原産地となります。用途としては、染料用に供される二年草の工芸作物になります。本植物は染料として葉を利用し、出願品種の用途も染料であることから、葉に関する形質を中心に設定するとともに、在来種から早晚性と非脱粒性を中心に選抜したものであったことから、これらの形質についても追加しております。

なお、五十嵐委員から複数の御意見等を頂きました。このうち葉の長さの定義について、調査部位は根出葉のため「根出葉を除いた」を定義から削除してはどうかとの御意見を頂き、審査基準の定義を「根出葉の最大葉の長さ」に修正しております。そのほか、葉の最大幅の位置の定義につきましても御意見を踏まえて修正しております。

続きまして、7ページ、オリガヌムになります。

シソ科オリガヌム属のうちロツンディフォリウム種及びその交雑種を除く全ての栄養繁殖性品種を対象とする多年草で、南ヨーロッパが原産地になります。用途としては、花壇苗、香草に供されるものになります。本植物は、葉、花、ほう葉が観賞の対象となることから、葉の斑、花色、ほう葉の色等に関する形質を中心に設定しております。

なお、事前に富田委員から複数の御意見を頂きました。このうち審査基準の調査時期等の中で葉の調査が「側枝中央部」とありますが、側枝ではなく茎中央部ではないかとの御意見を頂き、御意見のとおり修正しております。また、審査基準17ページの唇弁の図についても、御意見を受けて一部を修正しております。

続きまして8ページ、キリになります。

キリ科キリ属の全品種を対象とする林木で、原産地は東アジアとなります。本植物につきましてもUPOVテストガイドラインが作成されておりませんので、新規に重要な形質を設定するものとなります。出願品種は生育が早いことに特徴があり、成長性に関する形質等に留意して設定しております。

事前に富田委員、五十嵐委員から御意見を頂きました。このうち、定植2年で樹冠の形を計測するのは難しいのではないかとの御意見につきまして、実際に2年目の秋に樹冠を確認することができましたので、原案どおりとさせていただきました。また、葉身の切れ込みの有無につきまして、有無ではなく形状で分類してはどうかとの御意見につきまして、現時点では分類できるだけの形状がないことから原案どおりとさせていただきました。また、葉柄の太さの定義に測定する位置を指定してはどうかとの御意見につきまして、定義を「最も太い葉柄の最大部の太さ」に修正しております。このほか葉身の長さの写真につきましても、計測位置が分かりにくいとの御意見を踏まえて写真を変更しております。

続きまして9ページ、カノコソウになります。

スイカズラ科カノコソウ属カノコソウ種の全品種を対象とする多年草の工芸作物で、原産地は東アジア、用途としては薬用に供されるものになります。出願品種は薬用部位である根に特徴があり、根の大きさに関する形質を設定するとともに、観賞用の山野草としても流通していることから、葉や花の形質についても他の観賞用の植物を参考に形質を設定しております。

なお、富田委員から複数の御意見を頂き、このうち小葉の形の定義にある「葉柄を除いた」との表現は不要ではないかとの御意見につきまして、御意見のとおり修正しております。そのほかの御意見につきましても御意見のとおり修正しております。

続きまして、UPOVテストガイドラインへの準拠等により改正するものとなります。

10ページ、カンガルーポーとなります。

ハエモドルム科アニゴザントス属及びマクロピディア属のマクロピディアフリギノサ種の全品種を対象とする草花で、現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠して

作成されていますが、ガイドラインが改正されましたので、これに準拠する改正となります。日本独自に追加している形質はございません。

なお、事前に富田委員から御意見等を頂きました。花被筒部の側面の形の図についての御意見ですが、審査基準案はUPOVテストガイドラインに掲載された図をそのまま使用していることから、原案どおりとさせていただきました。

続きまして11ページ、カラシナとなります。

アブラナ科アブラナ属カラシナ種の全品種を対象とする野菜で、現行の審査基準は独自のものとなります。UPOVテストガイドラインに準拠する改正となります。また、日本独自の形質として葉身の裂片の粗密及び、次のページに移りまして葉数を追加しております。また、春まき抽だい性が選択形質となります。

続いて13ページ、マンダリン類となります。

ミカン科カンキツ属の別に定める種及びその交雑種の全品種を対象とする果樹で、現行基準は独自のものとなります。UPOVテストガイドラインに準拠する改正となり、現行のウンシュウミカンよりも適用される種の範囲は広くなります。また、15ページになりますが、日本でこれまで区別性の判定に使用していた果汁の酸度及び成熟期を追加する形での改正となります。全て必須形質としております。

なお、事前に島田委員から複数の御意見等を頂きました。標準品種の追加あるいは削除についての御意見で、こちらで確認の上、追加等の修正をしております。

続きまして16ページ、レモン及びライム類となります。

ミカン科カンキツ属の別に定める種及びその交雫種の全品種を対象とする果樹で、現行基準は独自のものとなります。UPOVテストガイドラインに準拠する改正となります。日本独自に追加している形質はございません。

なお、事前に島田委員から複数の意見等を頂きました。標準品種の追加あるいは削除についての御意見であり、こちらで確認の上、追加等の修正をしております。

続きまして18ページ、グレープフルーツ及びブンタン類となります。

ミカン科カンキツ属の別に定める種及びその交雫種の全品種を対象とする果樹で、現行基準は独自のものとなります。UPOVテストガイドラインに準拠する改正となります。日本独自に追加している形質はございません。

なお、島田委員から複数の御意見等を頂いております。標準品種の追加あるいは削除についての御意見で、こちらで確認の上、追加等の修正をしております。

続きまして21ページ、カラタチとなります。

ミカン科カンキツ属の別に定める種及びその交雑種の全品種を対象とする果樹で、現行基準は独自のものとなります。UPOVテストガイドラインに準拠する改正となります。日本独自に追加している形質はございません。

なお、島田委員から複数の御意見等を頂きました。学名の修正、標準品種の追加あるいは削除についての御意見で、こちらで確認の上、学名の訂正、標準品種の追加等の修正をしております。

続きまして25ページ、セイヨウカボチャとなります。

ウリ科カボチャ属セイヨウカボチャ種の全品種を対象とする野菜で、現行基準は独自のものとなります。UPOVテストガイドラインに準拠する改正となります。日本独自形質として26ページにありますが、種皮の粗滑を追加しております。

続きまして27ページ、ニホンカボチャとなります。

ウリ科カボチャ属ニホンカボチャ種の全品種を対象とする野菜で、UPOVテストガイドラインに準拠する改正となります。日本独自に追加している形質はございません。

続きまして29ページ、ペポカボチャとなります。

ウリ科カボチャ属ペポカボチャ種及びその交雑種の全品種を対象とする野菜で、UPOVテストガイドラインに準拠する改正となります。日本独自に追加している形質は品種のタイプとなります。

続きまして34ページ、リンゴ（台木用）となります。

バラ科リンゴ属のうち台木用のみとして利用する全品種を対象とし、現行基準はリンゴ属の中で台木用品種も含めていましたが、UPOVテストガイドラインに準拠する形で独立させる改正となります。日本独自に追加している形質は挿し木発根性及びわい化性となります。

続きまして39ページ、オクシペタルムとなります。

キョウチクトウ科オクシペタルム属のオクシペタルムカエルレウム種の全品種を対象とする草花で、現行基準はルリトウワタとなります。UPOVテストガイドラインに準拠する改正となります。和名をルリトウワタからオクシペタルムへ変更し、園芸植物大辞典に準拠しオクシペタルムカエルレウム種としています。日本独自に追加している形質はございません。

なお、事前に富田委員から御意見を頂き、花序の長さにつきまして審査基準案の図では

着花節位全体を花序としているが、葉柄から分かれた短い部分が花序だと思うとのことです、本審査基準案はUPOVテストガイドラインに準拠させており、同ガイドラインでは着花節位全体を花序の長さと定義しておりますことから、原案どおりとさせていただきました。

続きまして40ページ、ハコヤナギ（ポプラ）となります。

ヤナギ科ハコヤナギ属の全品種を対象とする林木で、現行基準は独自のものとなります、UPOVテストガイドラインに準拠する改正となります。日本独自に追加している形質はございません。

続きまして、審査の運用の結果等により改正するものとなります。

資料の42ページ、アスパラガスとなります。

ユリ科クサスギカズラ属のオフィキナリス種及びその交雑種の全品種を対象とする野菜となります。現行審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠しておりますが、テストガイドラインの改正に準拠する改正となります。また、審査中の出願品種に対応するため、若茎のアントシアニン着色に関する形質を日本独自形質として追加しております。

続きまして43ページ、ブロッコリーになります。

アブラナ科アブラナ属のブロッコリー変種の全ての品種を対象とし、本種との交雑種については、花らいを利用する品種を対象とする野菜となります。現行審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠しておりますが、テストガイドラインの改正に準拠する改正となります。日本独自に追加している形質はございません。

続きまして、オオシマカンスゲになります。

カヤツリグサ科スゲ属のオオシマカンスゲ種、カンスゲ種及びその交雑種の全品種を対象とする草花となります。UPOVテストガイドラインはなく日本独自の審査基準ですが、新たにカンスゲ種及びカンスゲ種とオオシマカンスゲ種の交雑種が出願され、これらの審査のためオオシマカンスゲ種の審査基準を適用拡大するとともに、雄小穂に関する形質について、頂小穂及び側小穂をそれぞれ調査対象とする形質に細分化する改正を行います。

なお、富田委員から茎の数について、茎ではなく花茎がよいと思うとの御意見を頂きましたが、オオシマカンスゲ種が属するカヤツリグサ科のキペルスパピルス種、形態的に類似するイネ科のススキ属等の審査基準では茎の用語を用いていることから、本形質は原案のとおりとさせていただきました。

続きまして、オレンジ類になります。

ミカン科カンキツ属の別に定める種及びその交雑種の全品種を対象とする果樹となります。現行の審査基準は他のカンキツ属の審査基準に先駆けてUPOV整合していましたが、本年度に他のカンキツ属がUPOV整合改正されることに伴い、カンキツ属の審査基準間での採用形質及び形質名の横並びを図るものとなります。改正前はUPOVテストガイドラインの一部の形質は審査基準に採用していませんでしたが、改正後は完全準拠となります。

事前に島田委員から複数の御意見等を頂きました。標準品種の追加あるいは削除についての御意見で、こちらで確認の上、標準品種の追加等の修正をしております。

続きまして50ページ、ワサビになります。

アブラナ科ワサビ属ワサビ種の全品種を対象とする野菜となります。UPOVテストガイドラインはなく日本独自の審査基準ですが、審査基準を現行様式に変更し、併せて形質の追加・削除等を行っております。

続きまして、まいたけになります。

マイタケ科マイタケ属マイタケ種の全品種を対象とするきのことなります。UPOVテストガイドラインはなく日本独自の審査基準ですが、形質を追加するとともに、他のきのこの審査基準と同様に温度帯別の生長速度に関する形質の削除等を行っております。

なお、山田委員から複数の御意見を頂きました。このうち学名、形質等の英語表記の御意見につきましては、御意見のとおり修正しております。また、管孔発達の部位の状態区分につきまして、菌さんと菌柄が明確に区別できるとは言えないので、「菌柄付近」を「菌さん基部」と表現してはどうかとの御意見につきましては、本形質は管孔の範囲を表しており、明らかに菌さんと分かる部位に管孔がある場合は、菌さん全体の階級の範囲内とし、それよりも更に範囲が広い場合に「菌柄付近まで」という表現としていることから、現状どおりとさせていただきました。

続きまして、はたけしめじとなります。

シメジ科シメジ属ハタケシメジ種の全品種を対象とするきのことなります。UPOVテストガイドラインはなく日本独自の審査基準ですが、旧様式の審査基準を現行の様式に変更するとともに、形質名等を他のきのこの審査基準に合わせた記載とする改正となります。

なお、山田委員から複数の御意見を頂きました。このうち学名・形質名の英語表記につきましては御意見のとおり修正しております。なお、「菌柄の横断面の形」について「菌柄の横断面の形状」とした方がよいのではないかとの御意見につきましては、他の植物種

類の審査基準との横並びの関係から原案どおりとさせていただきました。

続きまして、リンゴになります。

バラ科リンゴ属リンゴ種のうち台木用のみとして利用する品種を除く全品種を対象とする果樹となります。現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠したものとなります。テストガイドライン改正に準拠する改正を行うとともに、適用範囲をテストガイドラインに合わせ、リンゴ属からリンゴ種としております。日本独自形質としましては、果実の蜜、果実の糖度、果実の酸度、果実の褐変及び黒星病抵抗性を設定しております。このうち59ページのスライドに示した3形質が選択形質となります。

なお、島田委員から複数の御意見を頂き、このうち葉身の向きにつきまして、UPOVテストガイドラインではジョナゴールド及びふじが標準品種として掲載されており、改正案にも追加してはどうかとの御意見でしたが、状態区分の参考図が基準に示されていることから、標準品種は記載しておりません。今後、種苗管理センターで栽培試験を開始する予定となっており、その際に標準品種の確認を行う予定としております。また、このほか複数の形質への標準品種の追加の御意見を頂きましたが、今後の種苗管理センターにおけるデータ蓄積を待って追加を検討させていただきたいと考えております。

続きまして60ページ、ロドヒポクシスになります。

キンバイザサ科ロドヒポクシス属の全品種を対象とする草花となります。UPOVテストガイドラインはなく日本独自の審査基準ですが、現行基準では適切なDUS判定ができない部分があり、EUの審査結果を基に基準改正案を作成しております。また、和名をロードヒポクシスからロドヒポクシスに変更しております。

なお、富田委員から、開花後に花色が変化するタイプがあるのでどこかの項目で拾えるとよいので、今後検討いただけたらとの御意見を頂いたところです。審査基準案検討の際に花色変化の有無について形質を設定するか検討しましたが、今回調査した品種では老化による淡色化以外の花色変化が確認されなかったため、形質設定しませんでした。今後、老化による淡色化以外の花色変化をする新品種が出願されたら、御意見等を参考にして基準改正の要否を検討してまいります。

続きまして、はなびらたけになります。

ハナビラタケ科ハナビラタケ属ハナビラタケ種の全品種を対象とするきのことなります。UPOVテストガイドラインはなく日本独自の審査基準ですが、形質を追加するとともに、他のきのこの審査基準と同様に温度帯別の生長速度に関する形質の削除等を行っております。

す。

なお、山田委員から複数の御意見を頂きました。このうち学名の英語表記につきましては、御意見のとおり修正しております。なお、枝の色につきまして、枝の部分を指定しにくいので、「花弁状菌さん基部」のようにやや大まかな表現がよいのではないかとの御意見につきましては、審査基準案の特性の概要説明の子実体の図において枝の説明を記載しておりますので、現状どおりとさせていただきました。

続きまして、コムギになります。

イネ科コムギ属フツウコムギ種の全品種を対象とする食用作物となります。現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠したものとなります。出願品種の審査に対応するため、コムギ縞萎縮病を追加する改正となります。

続きまして、ムラサキベンケイソウになります。

ベンケイソウ科ムラサキベンケイソウ属の全品種、オロスタキスマラコフィラ種の全品種及びオロスタキスマラコフィラ種とムラサキベンケイソウ属の交雑種の全品種を対象とする草花となります。UPOVテストガイドラインはなく独自の審査基準ですが、出願品種の審査に対応するためムラサキベンケイソウ属審査基準を適用拡大する改正となります。

続きまして、トマトになります。

ナス科ナス属トマト種の全品種を対象とする野菜となります。現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠したものとなります。必須形質のうち67ページのサツマイモネコブセンチュウ抵抗性、萎凋病レース1抵抗性、萎凋病レース2抵抗性を選択形質へ変更する改正となります。

続きまして、バレイショになります。

ナス科ナス属バレイショ種の全品種を対象とする野菜となります。現行審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠しておりますが、テストガイドラインの改正に準拠する改正となります。また、審査中の出願品種に対応するため、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を追加しております。

なお、岡部委員から、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性の標準品種の記載箇所について御意見を頂きました。特性表では標準品種を春作、夏作、秋作ごとに分けて記載するようになっていますので、標準品種を作型で分けない本形質を含めた形質につきましては、特性表の説明部分に記載するようにいたします。

続きまして、キクになります。

キク科キク属の全品種を対象とする草花となります。現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠したものとなります、72ページにありますように、「舌状花の内花弁の縦断面の形状」の後の括弧書きにある「外花弁と異なる場合」を削除する改正となります。現状では、外花弁と異なる場合の条件を満たさない場合に、当該形質が空欄となり区別性の採用に支障が生じる場合があるため、改正により当該形質が条件にかかわらず特性が記載されることとなり、必要に応じて区別性の採用が可能となります。

なお、事前に富田委員から複数の御意見等を頂きましたが、本審査基準がUPOVテストガイドラインに準拠したものであり、今回は限定的な改正にとどめさせていただき、今後の審査等で支障が生じるようなことがあれば改めて検討させていただきたいと考えております。

続きまして76ページ、ダリアになります。

キク科ダリア属の全品種を対象とする草花となります。現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠したものとなります、青字にありますように、「舌状花の基部から四分の三地点の横断面の形」の後の括弧書きにある「中間部の横断面の形と異なる場合に限る。」、及び77ページにある「舌状花の裏面の色」の後の括弧書きの「舌状花の表面と裏面の色が著しく異なる場合に限る。」を削除する改正となります。キクと同様に、改正により当該形質が条件にかかわらず特性が記載されることとなり、必要に応じて区別性の採用が可能となります。

なお、事前に富田委員から御質問を頂きお答えしております。

続きまして、デンドロビウムになります。

ラン科デンドロビウム属のデンドロコリネ節を始めとする13の節及びその交配種の全ての品種を対象とする草花となります。現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠したものとなります、81ページにありますように、「リップの喉部の色」の後の括弧書きにある「喉部の色が異なる品種に限る。」を削除する改正となります。キク、ダリアと同様に、改正により当該形質が条件にかかわらず特性が記載されることとなり、必要に応じた区別性の採用が可能となります。

なお、事前に富田委員から複数の御意見等を頂きましたが、本審査基準がUPOVテストガイドラインに準拠したものであり、今回は限定的な改正にとどめさせていただきたく、今後の審査等で支障が生じるようなことがあれば改めて検討させていただきたいと考えております。

続きまして、アメリカデイゴになります。

マメ科エリスリナ属アメリカデイゴ種の全ての品種を対象とする観賞樹となります。UPOVテストガイドラインはなく独自の審査基準ですが、「旗弁の外面の主な色」の後の括弧書きにある「内面と明確に異なる場合に限る。」を削除する改正となります。キク、ダリア等と同様に、改正により当該形質が条件にかかわらず特性が記載されることとなり、必要に応じた区別性の採用が可能となります。また、その他の形質名の括弧書きにつきましても削除をしております。

続きまして、フェリキアになります。キク科フェリキア属の全ての品種を対象とする草花となります。UPOVテストガイドラインはなく日本独自の審査基準ですが、「茎の上部の葉の表面の主な色」の後の括弧書きにある「中間部の葉と色が異なる品種に限る。」を削除する改正となります。キク、ダリア等と同様に、改正により当該形質が条件にかかわらず特性が記載されることとなります。

なお、事前に富田委員から、茎の長さ、花房の形に図があればよいとの御意見を頂きましたが、現行審査基準より前の審査基準でも同様の形式を取っており、審査等に支障が生じたようなことがありませんでしたので、現行基準のまととさせていただきました。今後の審査等で支障が生じるようなことがあれば改めて検討したいと考えております。

続きまして、バラになります。

バラ科バラ属の全ての品種を対象とする観賞樹となります。現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠したものとなります、86ページにありますように、「花弁の裏面の主な色」の後の括弧書きにある「表面と明確に異なる場合に限る。」を削除する改正となります。キク、ダリア等と同様に、改正により当該形質が条件にかかわらず特性が記載されることとなります。

なお、事前に富田委員から複数の御意見等を頂きましたが、本審査基準がUPOVテストガイドラインに準拠したものであり、今回は限定的な改正にとどめさせていただき、今後改めて検討させていただきたいと考えております。なお、頂いた御意見の中で、開花枝の開花側枝の数の階級の状態の誤記につきましては修正しております。

次に、ステラになります。

ゴマノハグサ科ステラ属とヤメスブリッティニア属の全ての品種を対象とする草花となります。現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠したものとなります、「若葉の主な色」の後の括弧書きにある「成葉の色と明確に異なる場合」を削除する改正とな

ります。キク、ダリア等と同様に、改正により当該形質が条件にかかわらず特性が記載されることとなります。

なお、事前に富田委員から、若葉の主な色について通常の色彩である緑の選択肢が必要ではないかとの御意見を頂き、御意見のとおり修正しております。

最後に、フリーセアとなります。

パイナップル科フリーセア属の全ての品種を対象とする草花となります。現行の審査基準はUPOVテストガイドラインに準拠したものとなります、「新葉の先端部の色」及び「葉身の先端部の色」の後の括弧書きにある「主な色と異なる場合に限る。」を削除する改正となります。キク、ダリア等と同様に、改正により当該形質が条件にかかわらず特性が記載されることとなります。

以上、39種類の提案になります。

また、パブリックコメントにつきまして御説明いたします。諮問事項につきまして、本年10月20日から11月18日まで国民一般から広くパブリックコメントを募集し、意見提出はございませんでした。以上を御報告いたします。

私からは以上となります。ありがとうございました。

○君嶋分科会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明を踏まえまして、諮問事項について御審議をお願いいたします。

まずは1、区分を新設するものとして草花及び観賞樹のタマガサノキ、オリガヌムについて、富田委員及び花田委員からコメントをお願いいたします。

では、富田委員、コメントをお願いいたします。

○富田委員 細かい質問等に御対応いただきありがとうございます。この二つについては御説明のとおりで問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

次に、花田委員、コメントをお願いします。

○花田委員 私の方も特に意見のとおりで問題ないと思います。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

続いて工芸作物のホソバタイセイ、カノコソウについて五十嵐専門委員、コメントをお願いします。

○五十嵐専門委員 私の方も大丈夫です。ありがとうございます。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

続いて林木のキリについて富田委員、花田委員及び五十嵐専門委員からコメントをお願いします。

それでは、富田委員、コメントをお願いします。

○富田委員 こちらもこちらの件に御対応いただきありがとうございます。特に問題はありません。

○君嶋分科会長 では、次に花田委員、コメントをお願いします。

○花田委員 特にこれで問題ないと思います。お願いします。

○君嶋分科会長 次に五十嵐専門委員、コメントをお願いします。

○五十嵐専門委員 私の方も問題ありません。ありがとうございます。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

1、区分を新設するものについて他の委員、専門委員の方、何かございましたらコメントをお願いします。

まずは会場の委員、専門委員からコメントを頂きたいと思います。御発言される方は举手をお願いします。

では、山田専門委員、お願ひいたします。

○山田専門委員 すみません、中身じゃないんですけれども、今回の資料で、タマガサノキとキリのところの学名の命名者名までイタリックになっていたので、そこだけ表示だけノーマルスタイルに、5ページと8ページの学名のところですけれども、よろしくお願ひします。

○君嶋分科会長 5ページと8ページの学名の表記ですね。事務局、大丈夫でしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、オンライン参加の委員、専門委員から何かございますか。举手はないということで大丈夫でしょうか。

そういたしましたら次へまいりたいと思います。今、山田委員の御意見以外にはないということで、先に進んでよろしゅうございますか。

○大崎総括審査官 学名の御指摘ありがとうございました。そちらについては修正いたします。ホソバタイセイにつきまして五十嵐委員から重要な形質について御意見を頂いておりまして、もしよろしければこの場でお伺いできればと思います。

○五十嵐専門委員 すみません、これ形質番号26番のところなんですけれども、ここがほう葉の裂片の長さというふうになっているんですけども、調査する部位のところが、ほ

う葉ではなくて茎葉であるため、ここを茎葉に修正した方がいいかと思います。

それから裂片となっているんですけども、矢じり型の基部とした方が分かりやすいのではないかと思います。よろしくお願ひします。

○君嶋分科会長 事務局からコメントがありましたらお願ひします。

○大崎総括審査官 ありがとうございます。

ほう葉ではなく茎葉の方が適切ではないかという御意見と、裂片ではなく矢じり型の基部、形状がそのようなことという御意見でして、こちらの方で検討いたしまして、内容につきまして変更する方が適切かと判断しておりますので、御意見のとおり変更することで変更したいと考えております。このほう葉の裂片の長さの形質名につきまして、葉身の矢じり型の基部の長さという内容で変更したいと考えております。

以上です。

○君嶋分科会長 回答ありがとうございます。

では、そのように変更ということでお願いいたします。

ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。回答の方も大丈夫ということですね。

では、次にまいります。2、UPOVテストガイドラインへの準拠等により改正するものについて、野菜のカラシナ、セイヨウカボチャ、ニホンカボチャ、ペポカボチャについて彦坂委員からコメントをお願いします。

○彦坂委員 特に問題はないと思います。このとおりでいいと思います。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

続いて、果樹のマンダリン類、レモン及びライム類、グレープフルーツ及びブンタン類、カラタチ、リンゴ（台木用）について、島田委員からコメントをお願いします。

○島田委員 事務局が御提案いただいた修正案で問題ございません。

1点確認させていただきたいんですが、UPOVで標準品種とされているものと国内で標準品種とされているものがありますて、階級がどうしても環境の変動で異なることもあると思うんですけれども、そういう場合の整理の方針というのを聞かせていただきたいです。

○君嶋分科会長 じゃ、事務局、お願ひいたします。

○大崎総括審査官 ありがとうございます。

UPOVで設定されている標準品種の特性が日本でやると異なる場合があるということ

で、そこについては、UPOVのテストガイドラインを優先するよりは、日本での特性を優先した標準品種の設定になるかと思いますので、その同じ品種を採用するようになる場合は、日本での特性を優先した設定になるかと考えております。

○島田委員 ありがとうございます。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

では、続きまして、草花のカンガルーポー、オクシペタルムについて富田委員及び花田委員からコメントをお願いします。

それでは、富田委員、コメントをお願いします。

○富田委員 こちらもいろいろ意見等に対応いただきありがとうございます。オクシペタルムなんですけれども、形質番号14が重要な形質に当たるんですけども、これにつきまして花柄の長さとなっているんですけども、これを小花柄の長さと修正していただけたらと思います。その部分ですね。ここで発言させていただきます。

以上です。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

事務局から回答はありますでしょうか。

○大崎総括審査官 御意見ありがとうございます。

こちらで花柄と整理した理由としましては、文献の植物用語辞典を基に、花に直結するような柄を花柄というふうにして今回原案を作っておりますけれども、花を付ける茎の部分を花柄で、そこから枝分かれした先端の花を付けるものについて小花柄とするような文献もございまして、富田委員が御指摘の内容に関する文献もございまして、今回の御提案につきましては、御提案のとおり小花柄の長さに修正することで整理したいと考えております。

以上です。

○君嶋分科会長 では、御提案のとおり修正ということですね。

では次に、花田委員、コメントをお願いします。

○花田委員 私の方はこれで大丈夫だと思います。ありがとうございます。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

続きまして、林木のハコヤナギについて富田委員、花田委員、五十嵐専門委員からコメントをお願いします。

まず富田委員、コメントをお願いします。

○富田委員 説明のとおりで大丈夫ですので、よろしくお願ひいたします。

○君嶋分科会長 次に、花田委員、コメントをお願いします。

○花田委員 私もこのままで大丈夫だと思います。よろしくお願ひします。

○君嶋分科会長 次に、五十嵐専門委員、コメントをお願いします。

○五十嵐専門委員 特にこのままで大丈夫です。ありがとうございます。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

では次に、2、UPOVテストガイドラインへの準拠等により改正するものについて、他の委員、専門委員の方、何かございましたらコメントをお願いいたします。

まずは会場の委員、専門委員から御発言ございますでしょうか。

では、彦坂委員、お願いします。

○彦坂委員 説明資料なので多分問題ないと思うんですけども、ブロッコリーのところの現行のところに同じ文章が2回出てきているなというのが、44ページぐらいですかね。これの上のページに、右側の真ん中辺に2回「花らい球の」というところが、同じ「着色の有無」と「強弱」を2回繰り返されているんで、これは多分、改正案にされたら全く関係なくなるからいいのかなというところです。

あと、写真が左側に載っていたり右側に載っていたりするのは、改正版だと左の写真になるという意味、すみません、これはブロッコリーじゃなくて、50ページのリンゴの台木とリンゴの果実のところが気になったんですけども、51かな。リンゴの台木というところとリンゴの果実というところが、たまたまその二つだけ左側に写真が何枚か同じのがずっと入っているんですけども、何かこれは関係ない感じですかね。

問題なければ以上です。

○君嶋分科会長 では、43ページの方はどうしますでしょうか。先ほどの2回繰り返しの部分ですね。これ現行のところの移記が間違えたということでしょうか。

○大崎総括審査官 そうですね。これはすみません、こちらの方の資料の記載の誤りでして、こちらの修正のとおり後ろの二つについては不要だったということになります。申し訳ありませんでした。

○君嶋分科会長 それから50ページの方は、これで問題がないということで大丈夫ですか。

○大崎総括審査官 そうですね。はい、写真は特に今回の改正には関係ない部分でございまして、右か左かということは特に改正とは別になっておりまして、これもこちらのスペースを配置する都合でそういうような感じになってしまっております。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

ほかに会場の委員、専門委員から御発言ありますか。よろしいでしょうか。

では次に、オンライン御参加の委員、専門委員、御発言ありますでしょうか。ある方は挙手をお願いいたします。

特にないということでよろしゅうございますか。

では、これまでの委員、専門委員のコメントについて、もう既に回答いただいていると思いますが、何か付け加えることがありましたら事務局からお願ひします。

○大崎総括審査官 特に追加の意見はございません。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御発言と回答につきまして御意見いただきました委員の方々から、ほかに何か御意見がございましたらお願ひいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは最後に、3、審査の運用の結果等により改正するものについて、野菜のアスパラガス、ブロッコリー、ワサビ、トマトについて彦坂委員、コメントをお願いします。

○彦坂委員 こちらは特に何もございません。このとおりでいいと思います。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

続いて、果樹のオレンジ類、リンゴについて島田委員、コメントをお願いします。

○島田委員 私も特に意見はございません。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

続いて、草花のオオシマカンスゲ、ロドヒポクシス、ムラサキベンケイソウ、キク、ダリア、デンドロビウム、フェリキア、ステラ、フリーゼアについて、富田委員及び花田委員からコメントをお願いします。

まず富田委員、お願ひいたします。

○富田委員 事務局に御説明いただいたとおりで大丈夫です。よろしくお願ひいたします。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

花田委員、コメントをお願いいたします。

○花田委員 このままでいいと思います。よろしくお願ひします。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

続きまして、観賞樹のアメリカディゴ、バラについて、富田委員及び花田委員からコメントをお願いします。

富田委員、お願いいいたします。富田委員、聞こえますでしょうか。富田委員は今ミュー
トになっているんでしょうか。

○富田委員 聞こえますか。大丈夫ですか。

○君嶋分科会長 今、聞こえました。もう一度御発言をお願いできますか。今まで音が聞
こえませんでした。申し訳ありません。お願いします。

○島田委員 こちらにつきましても問題ありませんので、よろしくお願いいいたします。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

では次に、花田委員、コメントをお願いします。

○花田委員 これで問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

続いて、食用作物のコムギ、バレイショについて、岡部専門委員からコメントをお願い
します。

○岡部専門委員 ジャガイモについては標準品種について御検討いただきありがとうございます。
そのほかは特に私の方からコメントはございません。これでよろしいと思います。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

続きまして、きのこのまいたけ、はたけしめじ、はなびらたけについて、山田専門委員
からコメントをお願いします。

○山田専門委員 それでは、まいたけはこれでオーケーです。

はたけしめじのところで用語なんですけれども、必須形質の一番最後のところで、今日
の資料の54ページのところに関係するところですけれども、「有効基本数」とあるんです
けれども、このきのこの説明では、それ以前のところの同じ茎という用語に対して菌柄と
いう用語でずっと統一されてきておりますので、この最後の茎というのも同じに統一させて
菌柄という表現に統一すると、全て同じ表現になりますので、この辺を御検討いただけれ
ばというのがあります。

○君嶋分科会長 御意見は1点でしょうか。

○山田専門委員 もう一点よろしいですか。

○君嶋分科会長 はい、お願いします。

○山田専門委員 続きまして、はなびらたけの方ですけれども、今日の資料の61ページに
当たるところですけれども、こちらは2点あるんですけれども、まず最初は、全体の必須

形質のところで子実体という表現が出てくるんですけれども、このはなびらたけは花びら状といいますか、サンゴ状の塊のきのこで、一本一本かさと茎が区別できているものではありませんので、同じようなきのこで言いますとまいたけが相当するんですけれども、まいたけの場合には、子実体という表現は子実体株というふうに統一して表記しておりますので、このはなびらたけも形状が非常に似ておりますので、同じように子実体を子実体株というふうに「株」という1文字を追加した方が、恐らく同じ用語の統一が図れると思いますので、その点を御検討いただきたいというのがあります。

それから、同様にはなびらたけは株状になっていますけれども、パーツを見ると花弁のような花びらのような構造がいっぱい集合しているわけですけれども、それで、はなびらたけで花弁状片という花弁状の片という表現が出てきますけれども、まいたけの場合にはここを花弁状菌さん、菌のかさ、さんは平仮名ですけれども、まいたけでは花弁状菌さんというふうになっていますので、このはなびらたけでも同じように花弁状片を花弁状菌さんと表記してはどうかという提案になります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○君嶋分科会長 3点の御意見ありがとうございます。

それでは、事務局から回答をお願いします。

○大崎総括審査官 御意見ありがとうございました。

頂いた御意見につきまして、こちらの方で検討いたしました。はたけしめじの横基本数につきましては、委員からの御指摘のとおり、同じ審査基準の中で菌柄という用語が統一的に使われておりますので、御意見のとおり「有効菌柄数」に修正することで対応したいと考えております。

それから、はなびらたけにつきまして、こちらの方は同じ形態のまいたけとの関係で用語をすり合わせをしてはどうかという御意見で、こちらの方も御意見のとおり子実体の用語につきましては「子実体株」というふうに変更いたします。

それから「花弁状片」につきましては、「花弁状菌さん」という用語に変更することで対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

1点目ですけれども、有効菌柄本数ですか。それとも菌柄数ですか。

○大崎総括審査官 菌柄数の方です。

○君嶋分科会長 茹柄数ですね。ありがとうございます。

では、いずれも御意見のとおり修正ということですね。

それでは、3の審査の運用の結果等により改正するものについて、他の委員、専門委員の皆さんから何かございましたらコメントをお願いします。

まず会場の皆様、コメントがある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

では、次にオンライン参加の委員及び専門委員からコメントはございますか。

なしということで大丈夫でしょうか。

では、御意見いただいたところは既に御回答を頂いておりますが、ほかに何か事務局からありますでしょうか。

○大崎総括審査官 特にございません。

○君嶋分科会長 それでは、事務局からの回答について委員の方から更に何かございましたらお願いいいたします。

大丈夫でしょうか。

では、それ以外に全体を通して委員及び専門委員の方、御意見等ございましたら御自由に御発言をお願いいたします。挙手を頂ければと思います。

特にございませんでしょうか。

それでは、皆様からの御意見を踏まえまして農林水産大臣に当審議会の意見を答申したいと思います。

重要な形質を定める告示（案）について、改めて委員の御意見を確認させていただきます。ホソバタイセイ、オクシペタルム及びはなびらたけの形質名の修正について御意見を頂きましたが、今、それからはたけしめじもですね。はたけしめじも入りましたね。これらの修正以外に何か御意見はございますでしょうか。

特にないということでよろしゅうございますか。

それでは、諮問内容から変更のあった形質について答申案の確認をお願いいたします。事務局は御準備をお願いします。

○田中室長 君嶋分科会長、どうもありがとうございます。

それでは、会場の皆様はモニターを御覧ください。また、オンラインの皆様は画面を御覧くださいませ。

まずホソバタイセイをお願いします。ホソバタイセイですが、形質名、ほう葉の裂片の

長さにつきまして、葉身の矢じり型の基部の長さに修正させていただきます。

○大崎総括審査官 葉身ではなくて茎葉の。

○田中室長 よろしいですか。ありがとうございます。

次に、オクシペタルムをお願いいたします。オクシペタルムにつきましては形質名、花柄の長さにつきまして、小花柄の長さに修正させていただきます。よろしいでしょうか。

続きまして、はたけしめじをお願いいたします。はたけしめじにつきまして形質名、有効基本数を有効菌柄数に修正させていただきます。よろしいでしょうか。

続きまして、はなびらたけをお願いします。はなびらたけにつきましては、子実体を子実体株に修正の御意見を踏まえまして、形質名、子実体の直径を子実体株の直径に、そして形質名、子実体の高さを子実体株の高さに、また、子実体の平均重量を子実体株の平均重量に、そして花弁状片の色を花弁状菌さんの色に修正させていただきます。よろしいでしょうか。

以上、御確認をよろしくお願ひいたします。

○君嶋分科会長 今、その後も花弁状片というところが幾つかございますね。これも同じように修正で大丈夫でしょうか。

○田中室長 修正いたしました。ありがとうございます。

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかに誤字等の軽微な修正につきましては、告示を改正する際に反映させることで事務局に一任いただくということでよろしゅうございますか。御異議がある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

大丈夫でしょうか。

では、御異議がないようですので、諮問に対する答申案を事務局から画面に共有させていただきます。

(答申案共有)

○君嶋分科会長 ありがとうございます。

それでは、読み上げます。

種苗法第2条第7項の規定による重要な形質の指定について（答申）。

令和7年11月4日付7輸国第2781号をもって諮問のあった標記の件については、審議の結果、別紙のとおりの内容で指定するのは適当であるということでございます。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

それでは、御異議がないようですので、これを答申とさせていただきます。

それでは、これにて審議を終了とさせていただきます。

事務局に司会をお返しいたします。

○田中室長 君嶋分科会長、大変どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、専門委員の皆様におかれましても、本日熱心な御討議を頂きまして誠にありがとうございます。頂いた御意見を踏まえまして告示改正の作業を進めてまいりたいと思っております。今後とも種苗行政の円滑な推進に向けて御協力、御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、会場とオンライン併用での開催というところで至らぬ点もあったかと思いますが、我々としても円滑に会議が今後も運営できるようこれからも工夫してまいりたいと思いますので、また引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

これにて本日の農業資材審議会種苗分科会を終了させていただきます。誠にどうもありがとうございました。

午後 3時22分閉会